

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（421）」
2. 日時：平成29年10月11日 13時30分～19時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 課長 （他4名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<添付資料 1.0.6（重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について）>

- 非常時運転手順書（事象ベース）（以下「AOP」という。）に含まれる手順書の一覧を追加するとともに、AOPを代表する手順書として「電源機能喪失」を提示している根拠を整理し提示すること。
- AOP、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）（以下「EOP」という。）及び非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）（以下「SOP」という。）の各フローチャートの説明について、当該フローの名称と整合するよう手順名称（AOP「電源喪失」、EOP「PC/H」等）を適正化すること。
- EOP及びSOPの分類（原子炉制御、格納容器制御等）及び目的（原子炉未臨界、炉心損傷防止等）について、再度整理し、適正化を図ること。
- 「主要なパラメータ」に係る記載について、58条側整理と整合を図ること。
- AOP、EOP及びSOPの対応において災害対策要領に定められる要員・手順等の支援を受けるとしているが、当該「支援要求」に係るタイミング・条件・支援内容等を整理して例示し説明すること。

<添付資料 1.0.7 有効性評価における重大事故対応時の手順について>

- 有効性評価における対応がEOP・SOPに規定されていることを説明した

資料である「詳細手順説明」について、EOPとの対応が明示されていないもの（主蒸気逃し安全弁による炉圧制御、再循環ポンプトリップの確認等）について整理して提示すること。

- EOP及びSOPにおける「詳細手順説明」において、一部の手順が有効性評価における各シーケンスで想定する前提条件により除外されるとしていることに関して、当該の前提条件について整理し提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について